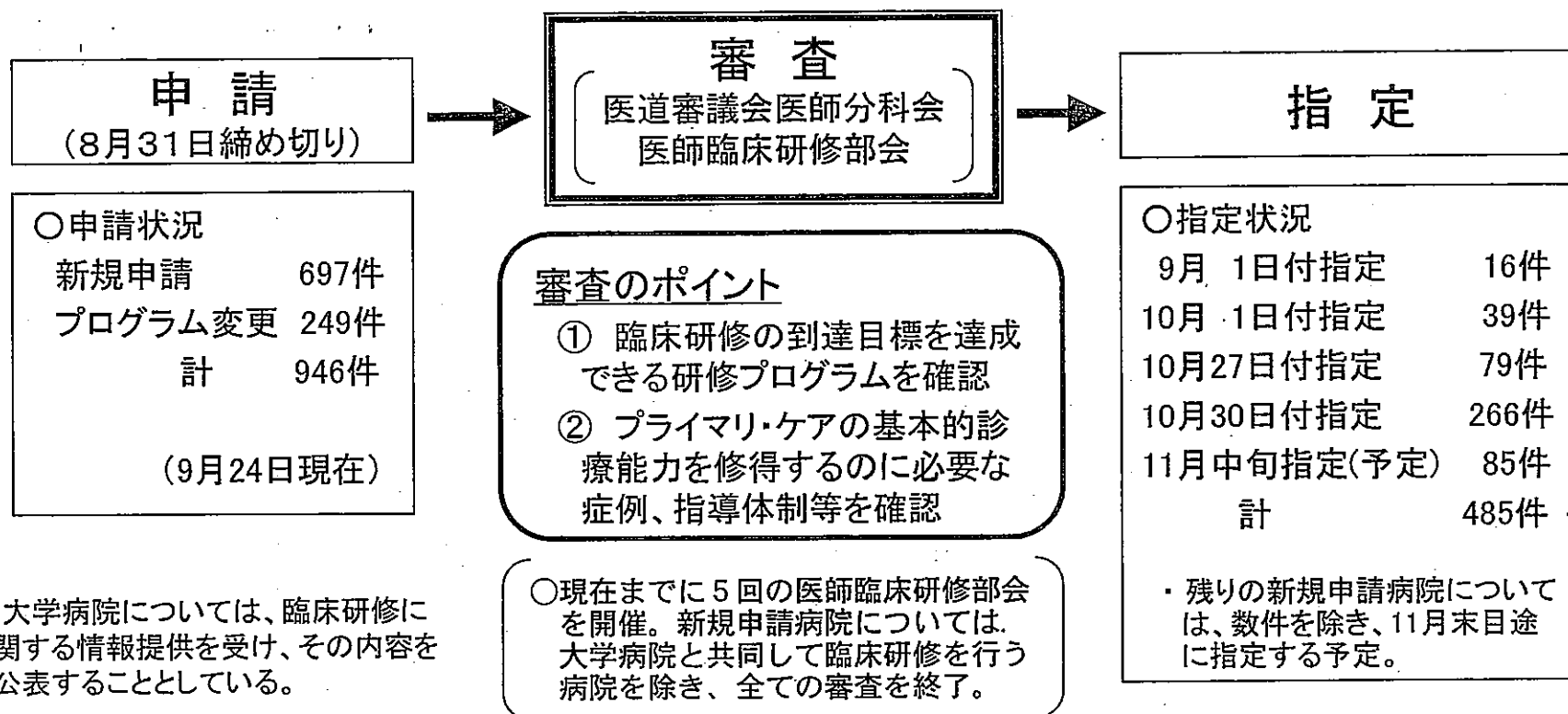


# 臨床研修病院の指定・審査について

## 臨床研修病院

- ・ 厚生労働大臣が指定する病院(医師法第16条の2第1項)
- ・ 臨床研修を行うについて不相当である病院は指定取消(医師法第16条の2第2項)
- ・ 指定及び指定の取消に当たり、医道審議会の意見を聴く(医師法第16条の2第3項)

## 〔審査・指定の流れ(H15)〕



臨床研修病院の指定審査状況

1. 10月30日付けで指定された臨床研修病院の概要

○ 指定件数 266件 (855病院)

(内訳)

単独型臨床研修病院 28病院  
 管理型臨床研修病院 238病院  
 協力型臨床研修病院 589病院

注1) 単独型臨床研修病院又は臨床研修病院群をそれぞれ1件とする。  
 注2) 協力型臨床研修病院には協力型相当大学病院を含めた病院数である。

○ 臨床研修病院等の現状 (平成15年)

(4月1日現在) (10月27日現在) (10月30日現在)

臨床研修病院	637病院	846病院	1,194病院
大学病院	135病院	135病院	135病院

注) 10月30日指定された855病院中、新規指定病院は330病院

2. 臨床研修病院の指定申請等の状況 (9月24日現在)

	病院の種類	件数	募集定員
新規指定	単独型	72	717
	管理型 (病院群)	625	8,132
	小計	697	8,849
プログラム変更	単独型	143	1,174
	管理型 (病院群)	106	583
	小計	249	1,757
計		946	10,606

注) 件数は「単独型」「管理型(病院群)」をそれぞれ1件としている。  
 大学病院からの情報提供を含む。  
 審査の過程において、数字については修正の可能性がある。

## 臨床研修における指導医講習会について

### 1. これまでの指導医講習会の開催状況

毎年の受講者数 240名

(昭和49年から累計 約2,700名)

#### (1) 「医学教育者のためのワークショップ」(富士ワークショップ)

- ・厚生労働省、文部科学省主催(昭和49年より実施)
- ・平成14年度までに29回開催して、毎年40名が受講
- ・平成14年度までの累計受講者数 約1,100名

#### (2) 「臨床研修指導医養成講習会」

- ・臨床研修研究会主催(平成7年度より実施)
- ・全国4会場にて毎年計4回開催して、毎年200名が受講
- ・平成14年度までの累計受講者数 約1,600名

### 2. 平成15年度における講習会

平成16年度臨床研修必修化に向けて、平成15年度は次のように実施(予定を含む)

#### (1) 臨床研修の指導医養成のための講習会

平成15年度見込み：約1,200名

- ・主催：臨床研修協議会、国立保健医療科学院など約10の各種団体・機関
- ・人数：1回あたり30～50名
- ・回数：各団体・機関あわせて、年間25回程度開催見込

#### (2) プログラム責任者の養成等を目的とした講習会

- ・名称：医学教育者のためのワークショップ(富士ワークショップ)
- ・主催：厚生労働省、文部科学省
- ・人数：40名

## 研修プログラムの例

- 長野市民病院・長野赤十字病院等  
合同研修プログラム

※資料については、添付を省略

## 平成16年度概算要求の概要と診療報酬体系に関する基本方針

### ○平成16年度概算要求の概要

#### 医師の臨床研修必修化の推進

212億円

臨床研修必修化によって、すべての医師が、人格を涵養し、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身に付けるとともに、臨床研修に専念することができる環境整備を推進

平成16年度から始まる医師の臨床研修必修化の円滑な実施に向けて、教育指導体制の充実を図るとともに、研修医の処遇改善を含めた環境整備を推進する。

### ○健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（抜粋）

平成15年3月28日

閣議決定

#### 第3 診療報酬体系

##### 3 具体的な方向

##### (2) 医療機関のコスト等の適切な反映

##### ② 医療機関等の機能に応じた評価

入院医療については、臨床研修機能、専門的医療、地域医療支援機能等の医療機関の機能及び入院期間等に着目した評価を進める。